

第18回教育委員会会議

1 日時 令和7年12月23日（火） 午後3時00分～午後5時20分

2 場所 大阪市役所本庁舎7階 市会第6委員会室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
大竹 伸一	教育長職務代理者
赤木 登代	委員
長谷川 葵	委員
森 久佳	委員
古川 知子	委員
高井 俊一	教育次長
山口 照美	港区担当教育次長
福山 英利	教育監
松田 淳至	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
近藤 律子	学校環境整備担当部長
上原 進	教務部長
本 教宏	生涯学習部長
中道 篤史	指導部長
小花 浩文	学校教育推進担当部長
石田 智子	市立中央図書館長
橋本 洋祐	総務課長
有上 裕美	連絡調整担当課長
山崎 行宏	学事課長
花月 良祐	施設整備課長
上田 慎一	教職員人事担当課長

坂本 健太	教職員給与・厚生担当課長
笹田 愛子	生涯学習担当課長
坂田 浩之	首席指導主事
小野寺 健	首席指導主事
下川 誠	首席指導主事
大竹野謙一	首席指導主事
小西 敏章	市立中央図書館地域サービス担当課長
安倍 紫	総合教育センター教育振興担当課長

中野 泰志 教育政策課長

中谷さおり 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に森委員を指名
- (3) 案件

議案第84号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について
議案第85号	大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案について
議案第86号	市会提出予定案件（その24）（瓜破中学校建設工事請負契約締結について）
議案第87号	市会提出予定案件（その25）（北田辺小学校建設工事請負契約締結について）
議案第88号	令和9年度・10年度大阪市立公立学校・幼稚園教員採用選考テストの方向性について
報告第39号	令和8年度予算要求状況について
報告第40号	児童の急増に伴う教育環境改善
報告第41号	職員の人事について

報告第42号 職員の人事について

協議題第22号 「大阪市教育振興基本計画」改訂（案）について

協議題第23号 学校園における働き方改革アクションプラン【2026-2029】について

協議題第24号 総合教育会議について

なお、報告第41号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第86号から第88号、報告第39号から第40号及び第42号、協議題第22号から第24号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

（４）議事要旨

議案第84号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書の2ページをご覧ください。臨床心理士を新たに委員に委嘱するものである。今回、新たに委嘱する方は、臨床心理士の吉田圭吾様である。委員の任期に関しては、6ページに参考につけている「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」第3条第1項で2年と定められているため、本日ご承認いただいたら、令和7年12月23日から令和9年12月22日としたい。選任理由について、吉田氏については、いじめを含む、子どもが抱える問題に関しての知見が豊富であることに加え、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会令和2年大市教委第3301号に関する部会において部会長として活動された経験もお持ちである。なお、議案書の3ページ・4ページに委員の一覧を記載しているので、ご参照いただきたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第85号「大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則案について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案 2 ページをご覧ください。「改正の趣旨及び理由」について、本件は、区長や区の担当者、校長会の代表者で構成する「就学制度の適正運用ワーキンググループ」における議論に基づき、児童生徒数の増加により、こどもたちの教育環境確保が喫緊の課題となっている学校について、通学区域内のこどもたちの教育環境確保の観点から、一時的に指定校変更及び区域外就学の一部を制限することができる仕組みを導入するため、本規則の一部を改正するものである。この一部制限の具体的な内容については、議案 6 ページをご覧ください。10月24日の教育委員会会議で説明した資料について、ただいま申し上げたワーキンググループにおいて、「学校選択制による受入の抑制が決まっている学校は指定校変更による就学も多い」などのご意見があったことから、大規模校など収容上の課題が確認されている学校において、通学区域内のこどもたちの教育環境確保の観点から学校選択制による受入抑制を実施する学校に限り、一時的に指定校変更の一部を制限することも実施できるといった仕組みを導入することを方向性としたところである。この指定校変更の一部制限について、その対象としては、就学規則第13条にある15要件のうち、児童生徒個々の状況に鑑みたものなどを除く、下記 2 要件に限定したいと考えている。3号関連については、次のページに条文を掲載しているが、通学区域外に転居する場合において、転居する日以降も、現在、在学している学校に引き続き就学することを認めるものであるが、小学校では1年生から4年生、中学校では1年生時の転居の場合は、住所の異動にあわせて原則通り転居先の通学区域校へ就学していただくこととして、指定校変更を制限する。逆に申し上げると、小学校5、6年生、中学校2、3年生での転居の場合は、卒業までの期間や進路等を勘案し、従来通り指定校変更の対象とするというものである。なお、この一部制限開始前に在籍する児童生徒は制限しないこととしたいと考える。また、4号関連については、保護者が労働等により昼間に家庭におらず児童の在宅が困難だということから、保護者の勤務地や、保護者にかわる親族の住所の小学校に就学することを認めるものだが、居住地の通学区域校の「いきいき放課後児童教室」への参加が可能であることから、制限の対象とする。手続としては、各区において、必要に応じて、学校長の意見もふまえ指定校変更の一部制限を行うかどうかについて検討を行い、これに基づき、区担当教育次長が案を策定し、教育委員会会議に諮ることとしたいと考える。なお、学校選択制による受入の抑制と同時に検討を進め、教育委員会会議に諮ることも可能としたいと考える。また、これらの制限を実施する学校については、本市の学校間だけでなく市外の学校との関係においても、同様の要件について区域外就学の一部制限を行ってまいらる。「改正の内容」

については、ただいま説明した仕組みを規定するため、本規則第13条の第2項以降に、指定校変更について一部制限を行うことを可能とする条文を追加し、また、第17条の第2項以降に、区域外就学について一部制限を行うことを可能とする条文を追加する。さらに、その他必要な規定整備として、議案3ページ、第5条 第2号の(2)において、中学校の第2学年の最終学期の修了式の日以降に転入した者を除き、市内に転入した児童生徒の保護者は、施設一体型小中一貫校を学校選択できる旨規定しているが、この中学校の定義を明確にするため、「学校選択しようとする中学校」とするものである。以降は、先に説明した第13条および第17条の新旧対象で、適宜ご覧いただければと思う。なお、この規則は公布の日から施行することとする。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 6ページの指定校変更の一部制限について、特に留守家庭児童に関する点ですが、留守家庭という事情は個々の家庭状況により異なるため、制限を行う場合であっても、個別の状況を丁寧に確認した上で判断していただきたいと思います。

【山崎学事課長】 はい。承知いたしました。区役所とも連携しながら対応してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第22号『『大阪市教育振興基本計画』改定(案)について』を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本改訂(案)については、9月の教育委員会会議で議決いただいた計画改訂(素案)を、パブリック・コメントによるご意見、有識者によるご意見、市会でのご意見、学校園との意見交換等を踏まえて、修正したものである。

議案書2ページをご覧いただきたい。パブリック・コメントの実施結果の概要となる。意見として、受付数は72通で210件の意見数であった。円グラフにあるように、最重要目標1に関する内容が27パーセント、最重要目標2が24パーセント、最重要目標3が29パーセント、その他が20パーセントと幅広く意見をいただいた。

3ページをご覧いただきたい。意見を基本的な方向と施策に分類したものになる。その他の43件を除き意見数が最も多かったものは、「施策4-4の全市共通テスト等の実施と

分析・活用」で17件であった。

次に、「施策7－1の働き方改革の推進」と「施策7－6の学校配置の適正化」が14件、「施策2－4のインクルーシブ教育の推進」と「施策5－2の健康教育・食育の推進」が9件と続いている。

4ページから64ページにいただいた意見の要旨とそれに対する本市の考え方としてまとめている。意見数が多かった中からいくつかご紹介する。20ページをご覧ください。通し番号55では、「施策2－4のインクルーシブ教育の推進」について、特別支援学級の必要性があり増やしてほしいとの意見があった。29ページから31ページでは、「施策4－4の全市共通テスト等の実施と分析・活用」について、全国学力学習状況調査やチャレンジテスト・すくすくウォッチのための勉強ではなく、学ぶことが楽しい、勉強がわかる教育をのぞむ意見などがあった。40ページでは、「施策7－1の働き方改革の推進」について、教員が健全に働ける環境づくりについての意見があった。44ページからの「施策7－6の学校配置の適正化」については、統廃合による通学の安全面に対する配慮や少人数学級の希望についての意見があった。パブリック・コメントでいただいた意見により、計画（素案）を2か所修正しているが、後ほどまとめて説明する。また、いただいた意見については、事務局内で共有して今後の施策の実施に向けて参考としてまいる。65ページをご覧ください。有識者からの意見をまとめている。有識者として、教育行政点検評価報告書についてご講評をいただいた、大阪公立大学大学院の伊井義人教授と関西大学教育開発支援センターセンター長の岩崎千晶教授にご意見をいただいた。65ページでは、計画全体について、「安全・安心な教育環境の実現から、学力・体力の向上、教育DXの推進まで、現代の教育に必要なキーワードを網羅的に取り入れた、大変充実した内容となっており、いじめ・不登校への対応、多文化共生、ICT活用、データに基づく施策など、今日的な課題に真摯に取り組もうとする姿勢は高く評価できる。」といったご意見や「多岐にわたる項目すべてにまんべんなく取り組み、目標達成をめざすことは、教育現場の教職員にとって相当な努力が求められる懸念もあります。あまりに高い目標を掲げることで、かえって目標達成そのものが目的化し、数値が形骸化してしまうリスクがあることも踏まえておく必要がある。」とのご意見をいただいた。66ページでは、「国際動向や日本全国の傾向に加え、大阪市独自の成果やアンケート結果にも言及しており、より市民の目線に立ち目標継続の根拠を明確に示している。」といったご意見や「教育成果に関する評価について量的な側面から質的な側面に移行すべきであるが、全体的な傾向を把握するうえでは「必要最低限」の量的調査

が重要であることを示している。」などのご意見をいただいている。また、基本的な方向や施策については、67ページにある基本的な方向2「豊かな心の育成」では、「継続的に、自己有用感・自己肯定感、ひいては子どもたちのウェルビーイングの向上をめざす方向性には賛同できる。ただし、それらは教育実践を経て感じ、結果として、向上していくものである。数値向上を過剰に重視するなど、その優先順位を見誤らない配慮が必要となる。」といったご意見や、69ページの基本的な方向7「人材の確保・育成としなやかな組織づくり」では、『教員人材の流動化（中途採用・中途退職）は、社会情勢の変化もあり、今後避けることは難しい。これまで「常識」とされてきた教職キャリア観を再考し、教員の専門性の向上と多様な経験の調和を考慮した研修制度なども視野に入れ人事施策が求められる。』といったご意見、71ページにある『施策4－1「言語活動・理数教育の充実（思考力・判断力・表現力等の育成）」については、これからの生成AI時代において、学習者の総合的読解力を育成していくことは極めて重要』といったご意見をいただいている。また、資料はないが、市会でのご意見としては、「不登校への対応」「安全教育の推進」「多文化共生教育の推進」「ICTを活用した教育の推進」「学校図書館の活性化」などの施策について意見をいただいている。

73ページをご覧いただきたい。素案から変更した個所を修正案として示している。通し番号の1は、計画の第1編「教育をめぐる現状と計画策定の経緯」にある「改訂に向けた検討」に「その後、学識経験者の方々からの意見に加え、校園長や教職員の意見、パブリック・コメントを通じて市民のみなさまの幅広い意見も反映しながら、内容を検討してきました。」と追記した。通し番号2は、第1編の「基本理念、最重要目標等」の「学びを支える教育環境の充実」にある第2段落について、第2回総合教育会議での協議により、『働き方改革については、「学校園における働き方改革推進プラン」に基づき、様々な取組を推進してきた結果、教員の時間外勤務は着実に減少しているものの、月平均80時間を超える教員が一定数存在している。また、長時間勤務のほか、精神疾患による休職者の割合が高止まりであること、退職者数が増加していることなどの課題が生じており、これらの課題の解消を図っていく必要がある。』と修正した。通し番号3は第1編の基本的な方向3「幼児教育の推進と質の向上」の目標について、学校園との意見交換等において、小学校に入学する多くの児童が私立の幼稚園・保育所からの入学であることから、目標の対象を私立幼稚園・保育所の教職員も含めた目標に修正した。通し番号4は第1編の基本的な方向6「教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」の目標について、「単に調べるだ

けでなく」という文言では調べることの大切さを意識しなくなるというパブリック・コメントでのご意見を踏まえて、「調べた情報をもとに」と修正した。通し番号5は第1編の基本的な方向7の本文6行目について、第2回総合教育会議で確認された方向性を踏まえて、「「学校園の働き方ビジョン」及び「学校園における働き方改革アクションプラン【2026-2029】」に基づき、」を追記した。通し番号6は施策1－4「児童虐待等への対応」のこれまでの成果と課題について、「SSW」を「スクールソーシャルワーカー」と伝わりやすい表現に修正した。通し番号7は先ほど説明した通し番号3と同様の修正である。通し番号8は「学習動画コンテンツ配信モデルの実施（中学校）」を追記した。75ページから78ページは文言修正など内容に影響しない箇所を記載しているが説明は割愛させていただく。変更箇所については下線部で表示しているので適宜ご参照いただきたい。また、79ページ以降は修正後の計画案全体版である。説明は割愛させていただくが、適宜参照いただき、その内容についても意見があればいただきたいと思います。

今後の大阪市教育振興基本計画改訂のスケジュールとしては、1月13日開催の第3回総合教育会議で協議いただいた内容を踏まえたものを、1月27日の教育委員会会議に市会提出予定案件として提出する予定としている。

質疑の概要は次のとおりである

【長谷川委員】 これまでの協議やご支援等を踏まえ、現段階で最重要な事項を整理して作成いただいているものと受け止めております。今回、パブリック・コメントも拝見し、改めて多様な観点から様々な問題意識が示されていると感じました。現時点では整理いただいた内容は適切であると考えておりますが、今後、取組の進展により、より効果的な方策が明らかになる場合や、社会情勢の変化が生じる場合には、見直しも必要になると考えます。改訂後も引き続き状況を確認し、検討を進めていただきますようお願いいたします。

【松浦政策推進担当部長】 ありがとうございます。中間見直しも行いますので、いただいたご意見も踏まえ、適切に確認しながら進めてまいります。よろしくお願いいたします。

【古川委員】 私も10月からではございますが、本計画案は様々な課題に対してきめ細かく記載されていると受け止めております。その上で1点意見がございます。パブリック・コメントの20ページ末尾（通し番号57）も拝見しましたが、同じ意見という趣旨では

ないものの、計画案全体を通読し、インクルーシブ教育に関する記載について、取組例の記載をもう少し充実できないかと感じております。私自身、いじめに関する第三者委員会に関わらせていただいた経験から、子ども同士の障がい理解に関する教育や、学級経営における集団づくり等、障がいのある子どもと障がいのない子どもが関係性を築けるようにする取組の重要性を実感しております。表現の仕方も含め、当該ページの記載について、後日、担当課とも相談し、意見を伺えればと思っております。取組例をもう少し記載していただきたい、という意見でございます。

【多田教育長】 ご趣旨としては、計画の記載については現時点の案を前提としつつ、実際の学校現場における取組の状況を改めて確認したい、ということでしょうか。

【古川委員】 実践に関することではございますが、計画案にそのような観点の記載が見当たらない理由等も含め、当該ページの文言について意見交換できればと考えております。本日の場で直ちに修正を求めるという趣旨ではありませんが、取組が実施されているのであれば、一定言語化しておくことも有用ではないかと感じております。

【多田教育長】 承知しました。計画の表現についてはご意見をいただく形としておりますが、実際にどのような取組を行っているのか、特に、障がい理解や子ども同士の関係性づくり等に関する実践状況について、改めて説明する機会を設けるようにいたします。

【赤木委員】 ご説明ありがとうございます。パブリック・コメントをいただくことは非常に重要であり、いただいた意見に対する本市の考え方も丁寧に整理されていると受け止めました。一方で、この間、市民の皆さまの認識において、大きなパラダイム転換が生じていると感じております。例えば不登校への対応について、従来は「学校に来てもらうこと」を目標とする傾向がありましたが、近年は、登校そのものを目標とせず、学力の保障と、その後の学びの継続を支えることを重視する考え方が広がっております。先日訪問した心和中学校や学びのサポート等、様々な方策を講じていることについても、市民の皆さまに理解いただくための説明が必要であると考えます。また、教育DX・ICTの推進についても、タブレット端末等を導入すればそれで十分ということではなく、諸外国の動向も踏まえ、紙媒体等との適切な併用を含め、バランスよく進める必要があります。市民の皆さまの中には、教育委員会が「デジタル教科書や端末を導入すれば全て解決する」と考えているかのような誤解もあるように見受けられるため、丁寧な説明が求められると思います。また、有識者意見にもありましたが、人材の確保・育成としなやかな組織づくり（69ページ）について、教員は大学卒業後に採用され、退職まで同じキャリアを歩むという従

来の前提が揺らいでおります。中途採用者が活躍し管理職につながる事例もある一方で、途中退職等も一定程度避け難い社会状況にあることについて、現状を理解いただくことも必要と考えました。社会の変化は大きく、教育委員会に関わらなければ把握しにくい変化もございます。教育委員会として、引き続きパブリック・コメントをいただくとともに、こうした点についての説明も継続していただきたいと思います。

【中野教育政策課長】 ありがとうございます。パブリック・コメントでいただいた意見を改めて拝見し、委員ご指摘のとおり、社会の変化を踏まえ、今後どうあるべきかをこの時点で再認識し、進めていく必要があると考えております。また、教育DXの推進に当たりまして、市会でのご意見等において、バランスよく進めることが重要であるとの指摘をいただいております。そうした点も含め、いただいたご意見やパブリック・コメントを踏まえ、着実に取組を進めてまいります。

【森委員】 ありがとうございます。まず、丁寧に作成いただいたことに感謝いたします。パブリック・コメントへの対応を丁寧に整理されている点は、非常に重要であると受け止めました。また、先ほど件数として挙げていただいた項目は、相互に関連している部分が大きいかと感じております。特に教職員の人員に関する課題が大きく関わっているのではないかと思います。例えば、インクルーシブ教育に関する意見も人員配置の課題と結び付いており、学力テストに関する意見も、丁寧な指導の実現という点で教職員体制と関係しております。働き方改革については言うまでもありません。その観点から申しますと、近年重要性が高まっているテーマとして、カリキュラム・オーバーロードへの対応と、ウェルビーイングの維持・向上があると考えております。すなわち、カリキュラムの過負荷の解消を図りつつ、学校に関わる人々のウェルビーイングをいかに維持・向上させるかは難しい課題ではありますが、取り組む必要があります。今回のパブリック・コメントからも、そうした問題意識が一定程度浮かび上がってきたように感じました。一方で留意すべき点として、流行語のように言葉だけが消費されないようにする必要があると考えます。ウェルビーイングという概念を何のために提示するのか、また、新しい概念が突然現れたかのように受け止められないよう、これまでの取組をこの視点から捉え直すことで何が見えるのか、見落としてきた課題は何か、といった文脈に落とし込んだ説明が重要になると思います。例えば、子どものための取組を重ねてきた一方で、教職員が過度に負担を抱える構造になっていなかったか、といった点も、この視点から検討できると思います。ウェルビーイングは子どもだけでなく、学校に関わるすべての人々のウェルビーイングがとも

に高まることを含意するものであり、その観点から、これまでの取組の意義や課題を整理できるのではないかと考えます。また、教育振興基本計画を、現場でどのように活用していくのかという点も重要です。私自身、他の自治体で計画策定に関わった経験がありますが、計画が策定後に現場でどのように参照・活用されているかが見えにくいと感じることがありました。計画が言葉として独り歩きしないよう、各学校園が自らの文脈に照らして解釈し、強みや課題の整理に活用できるようにすることが必要だと思います。そのためには、単なる数値評価による進捗確認にとどまらず、「計画をどのように解釈し、活用したか」という観点も、今後重要になると考えます。教育行政と現場をつなぐ回路として、この計画を有効に機能させるという点で、教育委員会としての役割も大きいのではないかと思います。

【多田教育長】 本計画は改訂としては最終段階に来ていると考えておりますが、改訂後、実践段階において着実に推進していくことが重要でございます。教育委員会としても、現場と連携しながら取組を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

協議題第23号「学校園における働き方改革アクションプラン【2026-2029】について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

学校園の働き方改革に関して、直近では11月11日の教育委員会会議で説明し、25日の総合教育会議で市長とも協議いただいたところであるが、その際にいただいた意見や、校長会からも意見をいただく等、必要な調整を行ってまいった。本日示す「アクションプラン」についても、前回確認いただいたビジョンとともに最終案とさせていただきたい。また、後ほどの協議題で説明する1月13日の総合教育会議での議題として「アクションプラン」を示させていただき、市長とも議論させていただいたのちに、教育委員会会議で「ビジョン」とともに議決いただく予定としている。

お手元の資料2ページ、「ビジョンの概要版」をご確認いただきたい。まず、「ビジョン」については、次に説明する「アクションプラン」との関係もあるので、改めて確認いただきたい。資料左上には、「ビジョン」の考え方を記載しており、教員の採用から退職まで、誰もが「働きやすさ」と「働きがい」を実感しながら自己実現できる職場環境を整えることで、教員一人ひとりが、いきいきと子どもたちに向き合い、それぞれの熱意と専門性を

発揮して、すべての子どもたちへのより良い教育の実現をめざす。また、その実現に向けて、これまでの取組を継続・発展させるとともに、教員一人ひとりの働きがいをも高めるための新たな取組を進め、教職の魅力を向上させる総合的な取組を推進していく。資料左下から、これまでの取組として、「第1期プラン」と「第2期プラン」の取組を記載しており、資料左中段では、解消すべき課題を記載しており、これらの課題を踏まえ、資料中央にあるこのビジョンを策定する。今回の改訂において、学校園における働き方の未来の絵姿・長期的な視点からの目標を示すべく、多様な教員が自らの役割を果たしながら、一貫性のある取組を積み重ねていけるよう、ビジョンを示す。資料の右上は、このビジョンでめざすこととする「多様な教員がいきいきと働く学校園」のイメージを示しており、チームとしての組織力が向上し、これにより、「すべての子どもたちへのより良い教育の実現」を図ってまいる。資料中央のビジョンから下に広がっていく図に示しているが、このビジョンは、働きがいをも高め、教職の魅力を向上させるための総合的な取組を示す指針とする。これまでの「働き方改革による取組」に加え、「働きがいをも高めるための新たな取組」を進めてまいる。以上が「ビジョン」において目指すものとなるが、「ビジョン」を実現するための具体的な取組や目標を示す行動計画として「アクションプラン」を策定する。

次に資料3ページ、「アクションプランの概要版」をご確認いただきたい。改めて、アクションプラン全体の構成について説明する。学校園における働き方改革について、現在の「第2期プラン」が今年度末で終了となることや給特法などの改正に伴い、今年度中に「次期プラン」を策定することとしているが、「次期プラン」については全体の構成を2部構成にし、第1部は「学校園の働き方ビジョン」として、第2部は「学校園における働き方改革アクションプラン」として策定してまいる。先ほどの説明と重複するが、「アクションプラン」では全体として、ビジョンを実現するための具体的な取組や一定期間における目標を示す計画として位置付けるとともに、計画期間としては、「教育振興基本計画」に合わせて4年間とする。客観的なデータとして把握できる長時間勤務の解消だけではなく、主観的な教員自身の感じ方、ワークエンゲージメントも目標とする。資料右上では、「アクションプラン」の目標を記載している。「長時間勤務の解消」については、国の目標として、令和11年度までに時間外勤務時間を「1か月あたり平均30時間程度に削減」することが掲げられたことを踏まえ、目標を設定する。具体的には、幼稚園と小学校はすでに月30時間を下回っていることから、「教員の1か月あたりの平均時間外勤務時間」を「中学校は30時間以下、幼稚園・小学校は20時間以下」とする。また、時間外勤務時間の学校園や個人ごと

の濃淡をなくすこともめざし、「健康への影響が懸念される時間外勤務」、「ストレスチェックの総合健康リスク」の2点について、モニタリングの対象とする。「働きがい・満足度向上」については、令和8年度から実施するワークエンゲージメントに関する調査を踏まえ、関係する各指標の向上をめざすこととし、具体的には令和8年度中に設定するものとする。次に、目標達成を支える柱を、業務改革、人材育成、職場風土の3つの視点としている。また、この3つの視点に加え、一人ひとりの主体的な行動で働きがいを高め、教職の魅力を向上させてまいる。資料下段では、働き方改革に関する代表的な取組を列挙して記載しているが、個々の取組の説明については、後ほど総合教育会議の議題における説明において、主な3つの取組を紹介させていただく予定であるため、ここでの説明は割愛させていただく。

次に資料4ページをご覧ください。こちらが「アクションプラン」の冊子となるが、資料の14ページ（冊子の10ページ）には、今回掲載するすべての具体的な取組を一覧としてまとめている。また、冊子の11ページ以降には、個別の取組について個票を掲載している。なお、個票としては作成していないものの、働き方改革につながる取組については、学校の業務に対応したその他の取組や、各学校園における取組事例としても記載しており、可能な限り学校園における働き方改革につながる取組を網羅したプランとなるよう、作成をしている。「アクションプラン」については、教員一人ひとりが、業務上の課題に直面した際にすぐ参照でき、改善に向けたヒントを得られる実用的なツールとなることをめざしてまいる。まとめ方については、文部科学省の資料を参考に学校園の一日の流れに沿って分類するとともに、各項目が学校園の業務に対応した負担軽減につながる内容となるよう系統的に整理し、全体で52項目の取組を記載している。また、今般の給特法等の改正に伴い、学校園の働き方改革に関する計画における実施状況については、今後、毎年、総合教育会議に報告し公表する必要があるため、その旨を総合教育会議当日にも説明させていただく予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 後ほど、総合教育会議の案件の中で、取組事例の概要についてご説明いただく予定としております。

【赤木委員】 ご説明ありがとうございました。働き方改革のアクションプランとして、多岐にわたる具体的な取組が記載されており、様々な観点から支援を進めていること

がよく分かりました。一方で、メディア等では、いまだに教員の勤務の厳しさなど負の側面が強調され、こうした取組が十分に伝わっていないように感じます。人材確保の観点からも、取組状況を積極的に発信していくことが重要だと考えますので、広報に努めていたきたいと思います。

【上原教務部長】 ありがとうございます。今後、教職の魅力向上に関する方針とあわせて、来年度の採用試験に向け、対外的な広報をしっかりと進めてまいります。また、働き方のビジョンやアクションプランについては、現場の全教職員が取組の内容を理解し、変化を実感できることが最も重要であると考えております。調査により把握する各種指標についても、毎年度、現場へフィードバックを行い、取組の進捗を教職員が実感できるよう、進めてまいります。よろしくお願いいたします。

【多田教育長】 それでは、いただいたご意見を踏まえ、進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

協議題第24号「総合教育会議について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

当日の議題は2つとなる。議題1が「次期大阪市教育振興基本計画について」、議題2が「学校園における働き方改革アクションプラン【2026－2029】について」である。

3ページをご覧いただきたい。当日の流れを記載している。それぞれの議題の協議のところで委員の皆様から意見をいただければと思う。4ページは当日の配席図になる。

5ページをご覧いただきたい。議題1「次期大阪市教育振興基本計画」については大きく2つの構成としている。1つ目は「大阪市教育振興基本計画改訂（案）について」、2つ目は「大阪市教育振興基本計画改訂（案）に掲げる予定の施策のうち、特に方向性の確認が必要な事項について」である。1つ目の「大阪市教育振興基本計画改訂（案）について」は、先ほどの協議題で説明したパブリック・コメントによるご意見、有識者によるご意見、市会でのご意見、学校園との意見交換等及びそれを踏まえた修正案を示し、改訂案の概要を説明するものである。6ページをご覧いただきたい。パブリック・コメントの実施結果概要である。7ページをご覧いただきたい。市会での意見についてまとめたものである。計画改訂の経緯については、児童生徒や、教職員の声を聴き、活かしていこうとする姿勢は非常に重要であると児童生徒・教職員アンケートについての意見をいただいた。施策1－2の不登校への対応では、心和中学校へのサポートについてのご意見、施策1－6の安

全教育の推進では、スマートフォンの使用制限についての意見をいただいている。8ページをご覧ください。施策2－5の多文化共生教育の推進では、外国につながる児童生徒についてのご意見、施策6－1のICTを活用した教育の推進では、従来の教育とデジタル教育のバランスが重要であるとのご意見、施策8－3の学校図書館の活性化では、学校司書についてのご意見をいただいている。9ページをご覧ください。有識者からの意見を示す資料となり、先ほどの協議題で説明した内容を示している。11ページをご覧ください。改訂（案）変更の一覧として、素案から案に変更した個所を示す資料となる。先ほどご説明した計画改訂（案）の抜粋となる。13ページをご覧ください。ここから改訂案の概要となる。基本理念、最重要目標、計画の位置付け等をまとめているが、素案からの変更はない。14ページをご覧ください。「最重要目標1の安全・安心な教育の推進」の「基本的な方向1の安全・安心な教育環境の実現」について示す資料となる。いじめへの対応、不登校への対応など各施策を記載し、基本的な方向1で取り組む内容をまとめている。下部の表は、基本的な方向で掲げている目標を示している。同様に15ページから22ページは基本的な方向2から基本的な方向9までの施策、取組、目標を示しているので、改めてご覧ください。

23ページをご覧ください。ここからは、「教育振興基本計画改訂（案）に掲げる予定の施策のうち、特に方向性の確認が必要な事項について」として、「外国につながる児童生徒等（保護者を含む）への支援」にかかる資料である。「外国につながる児童生徒等（保護者を含む）への支援について」は、7月29日に開催された第1回総合教育会議において協議いただいたところである。今回は第1回の総合教育会議で確認いただいた方向性について、事務局内でさらに検討した内容について報告するものである。23ページの資料は前回と同様だが、左下のグラフは時点更新しており、今年度の4月～11月の初期対応数が1,216件と昨年度1年間の総数を超える状況である。24ページをご覧ください。部会の設置について示す資料である。局横断的な協議の必要性から「大阪市多文化共生施策推進本部会議」において、新たに「外国につながる児童生徒等（保護者を含む）への支援に関する部会」を設置した。なお、メンバーとしては、記載の通り、各区・各局から参加いただくとともに、現場の意見を聞くために校長会の代表等に参加いただき、第1回部会を7月10日に、第2回部会を11月19日に開催した。部会では、「各区・各局・学校園の現状や課題等」や、「学校教育」「学校図書館」「社会教育」における来年度以降の取組の方向性を共有するとともに、こども青少年局において検討がなされている、幼稚園・保育所等におけ

るコミュニケーションツールによる支援や、「習い事・塾代助成事業」の利用範囲の拡大について協議するなど、各ライフステージの段階に応じた日本語指導や支援について多様な情報共有を行うことができた。25ページをご覧ください。こちらは、第1回総合教育会議の資料と同様の内容となるが、今年度までの取組を示している。26ページをご覧ください。取組②共生支援拠点とプレクラスの拡充の検討について、右のイラストのように増加に対応できる教室や人材の確保に向け、共生支援拠点の教室数の拡充やプレクラスコーディネーターの増員、さらに民間事業者を活用した中学校プレクラス（ぐんぐん）の運用として、10日間から15日間への期間延長や民間事業者との中学生プレクラスカリキュラムの開発を検討している。さらに、取組③日本語指導体制の外部委託を検討しており、専門的外部人材を活用し、「センター校」の指導者の確保をするとともに、民間事業者との連携によるカリキュラム開発により、日本語習得レベルをN5からN4への引き上げを目指したいと考えている。その結果、見込まれる効果として、支援内容の質の向上と教員の負担軽減から、外国につながる児童生徒の教育環境の改善・充実が期待されるところである。27ページをご覧ください。「学校図書館の機能を活用した外国につながる児童生徒・教員への支援」について示す資料である。日本語指導が必要な児童生徒が急増するなかで、課題としては、一人一人の日本語習得レベルに合わせた教材作成等による教員の負担が増えている。また、アイデンティティの形成に重要な母語・母文化の保障、多様な価値観や文化を持つ子どもらが相互に高め合う多文化共生教育の推進への対応が必要となっており、それらに課題があると考ええる学校が多くなっている。これらの課題に対して、学校図書館を活用し、児童生徒や教職員を支援する人材として、図書および情報収集の専門的なスキルを有する学校司書を配置することを検討してまいる。学校司書は、児童生徒一人一人の日本語習得レベルに合わせた資料の提供などにより日本語習得を支援する。また、母語・母文化、国際理解に関する図書、情報の収集等により、学習支援や、多文化共生支援の充実を図ってまいる。「見込まれる効果」としては、児童生徒への適切な資料提供を行うことで、母国及び日本の言語や文化について学ぶ機会、多様な文化を相互に理解しあう機会の拡充が図られ、また、図書の選定や教材作成等の支援をすることで、教員の業務負担の軽減にもつながり、ひいては、外国につながる児童生徒の教育環境が改善・充実していくと考えている。28ページをご覧ください。社会教育の分野としては、多角的な支援といった意味で、児童生徒のみならず、保護者への支援も必要と考え「外国につながる児童生徒の保護者を対象とした日本語教室」の実施を検討してまいりたいと考えている。

「現状」としては、学校現場からは、「保護者の日本語能力や学校文化への理解が、児童生徒の学校生活に大きな影響」しているとの声が寄せられているところである。具体的に申すと、例えば、保護者からは「日本語がわからないので、自分がこどもに勉強を教えることができない」とか、「こどものことを先生に相談できない」といった声がある。次に、学校現場、教員からは、「保護者に連絡事項が伝わらず、必要な準備ができていない」とか、「こどもの体調不良の際に連絡しても通じない」といった声がある。最後に、子どもからは「親が連絡帳を読めないで、必要な準備をしてくれない」「自分が日本語を習得するにつれ、母語を使えなくなり、親とコミュニケーションをとることが難しい」「自分の希望する進路のことを理解してくれない」といった声がある。こういったことから「課題」としては、児童生徒が学校生活を過ごすうえで、保護者の日本語能力や学校文化への理解が必要と考えている。現状検討している「取組」としては、民間事業者と連携し、初期レベルの日本語だけでなく、例えば、学校行事や進路等を題材とした、学校文化の理解に資する日本語学習プログラムを新たに開発したいと考えている。その後、外国につながる児童生徒が通う共生支援拠点において、保護者を対象とした日本語教室を実施し、開発したプログラムの活用を図ってまいる。最後に「見込まれる効果」としては、保護者の日本語や学校文化に対する理解が深まることで、学校におけるこどもの困り感に対応できるようになるとともに、親子間のコミュニケーションギャップの解消につながり、ひいては児童生徒の教育環境の改善・充実につながると考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 事前説明の際に伺えばよかったのですが、24ページの「識字・日本語教育施策推進部会」と、今回新たに設置された「外国につながる児童生徒等（保護者を含む）への支援に関する部会」とでは、狙いにどのような違いがありますか。前者は、日本語習得に特化しているように見受けられますが、相違点を教えてください。

【本生涯学習部長】 「識字・日本語教育施策推進部会」は、もともと設置されている部会であり、識字日本語教室全般、すなわち成人も含めた取組を主に対象としております。今回新たに設置した部会は、子どもを対象とし、外国につながる児童生徒に加え、その保護者を含めた支援を検討するものです。対象が一部重なる部分はありますが、新設の部会は学校現場により特化した内容となっております。

【大竹委員】 ありがとうございます。その上で気になるのは、児童生徒については、

学校に来る、あるいは来ない場合であっても教員の目が届きやすく、時間の確保もしやすいことから、日本語教室やプレクラス等の取組は進めやすいと思います。一方、28ページの保護者支援については、よいカリキュラムやプログラムを作り、日本語教室の実施を検討するという方向性は理解しますが、外国から来られた保護者の方々は生活上の余裕がなく、参加が難しい場合も多いのではないかと懸念しております。場所を確保し、プログラムを用意したうえで「来てください」と呼びかけるだけでは、広がりにくい可能性があります。取組の方向性はそのとおりだと思いますので、保護者の方が参加しやすくなる工夫や、参加につながる方策について、ぜひ検討していただければと思います。

【本生涯学習部長】 ご質問にお答えします。本事業は3か年で市内4か所に拡充していく予定であり、交通利便性の観点からも、市内をいくつかのブロックに分けて、できる限り各ブロックに1か所ずつ設置していきたいと考えております。また、実施時間帯についても、ニーズに応じて午前・夜間など柔軟に対応していきたいと考えております。資料には記載しておりませんが、公募に当たってはオンライン講座の提案も求めており、幅広い時間帯・ニーズの中で受講いただけるよう工夫してまいります。

【大竹委員】 ぜひお願いします。保護者の方は参加が難しい場合もありますので、制度があっても利用されなければ効果が限定されます。保護者のニーズを把握しながら進めていただければと思います。ありがとうございます。

【赤木委員】 説明ありがとうございました。私も同様の点についてですが、27ページの学校図書館に関する内容について伺います。事前説明でも申し上げましたが、学校司書の配置は歓迎いたします。ただ、学校司書の方は、図書及び情報収集の専門的なスキルは有しておられると思いますが、資料の提供等を通じて日本語習得を支援するとなると、司書としてのスキルだけでは難しい部分もあると考えます。オンラインでも構いませんので、日本語教育に関する研修等を受け、一定の知見を有するようにしていただきたいと思っています。また、外国につながる児童生徒等（保護者を含む）への支援として保護者を対象とした取組を進めることは必要だと思いますが、学校や教育委員会の負担が過度に増えることを危惧しております。例えば、中国、ベトナム、ネパールなど、既に各国・地域のコミュニティがあると思いますので、そうしたコミュニティとも連携しながら進めないと難しい面があるのではないのでしょうか。保護者の背景も多様であり、出身国において十分な教育機会がなかった方もおられるため、何を知らたいのかを把握するうえでも、コミュニティとの連携が重要だと考えます。民間のボランティア団体等とも連携し、学校や教育委

員会だけで抱え込まない形で進めていただきたいと思います。さらに、学校からの連絡が「読めない」という点については、そもそもそうした連絡の習慣がない場合もあります。最近ではスマートフォンの翻訳機能も発達しておりますので、まずは「翻訳して読んでください」という前提や方法を丁寧に伝えることも必要ではないかと考えます。また、学校文化の違いもありますので、日本の学校ではどのような連絡をどのような目的で行っているのかといった点から、丁寧に説明していくことが重要だと思います。

【石田市立中央図書館長】 学校図書館に関する点についてお答えします。委員ご指摘のとおり、学校司書の専門性は主として資料の収集・提供にあります。一方、日本語指導に関しては、日本語指導担当教員と十分に連携することが重要であり、学校司書にも基本的な知識は必要であると考えております。そのため、研修の中で必要な知識等を習得できるように、検討してまいります。

【本生涯学習部長】 コミュニティとの連携についてお答えします。保護者向け日本語教室は40時間の講座を想定しており、それだけで十分に支援を完結させることは難しいと考えております。現在、大阪市内には30数か所の識字日本語教室があります。まずは40時間の講座を受講された方を識字日本語教室につなぎ、地域の取組の中で継続的に学べるようにしていきたいと考えております。また、プログラムの開発については、語学分野の知見を有する民間事業者からの提案も見込まれることから、今後、入札等の手続を経たうえで、語学分野の知見も活用しながら進めてまいります。学校文化に関する点については、例えば小学校の「プールカード」のように、文面が読めても、その意味や背景が分からないことがあります。また、「雑巾を持参する」といった指示についても、何を準備すればよいのか分からない場合があります。そのため、講座の中で、学校生活に関わる基本的な事項も取り上げていきたいと考えております。さらに、中学校の校長会からは、進路に対する関心が持ちにくい保護者もおられるとの意見がありましたので、進路に関する基礎的な内容についても時間を確保し、学んでいただけるよう検討してまいります。

【赤木委員】 ありがとうございます。外国につながる児童生徒の保護者との間をつなぐ仲介者については、日本で教育を受け、社会人となっている方などに担っていただくことも有効だと思います。雇用という形でも、ボランティアという形でも構いませんが、出身国等の背景を踏まえた仲介者を介して進めることで、意思疎通が図りやすくなると考えますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

【森委員】 ありがとうございます。大竹委員、赤木委員のご発言にも関連しますが、

2点申し上げます。1点目は、先ほどからご指摘のあるコミュニティとの連携が重要であるという点です。母語のみで生活されている段階では、悩みや困りごとが母語では言語化できても、日本語では言語化できない場合があります。そうした悩み等を適切につなぐ回路があるか、また、どのようにつなぐのかという点は、学校の負担が増える要因にもなり得ます。その意味で、保護者も含めたコミュニティとの連携は、プログラムだけでは補いきれない部分を支える重要な基盤になり得ると感じました。習得状況は保護者や児童生徒によっても様々であり、支援の空白が生じやすいため、学校がすべてを担うのではなく、適切につなぐ回路として連携を位置づけることも含め、検討のポイントとして加えていただければと思います。2点目は、個人的見解も含みますので参考としてお聞きください。学校文化に「適応」していただくことは重要ですが、多文化・異文化の学びは、これまで当たり前としてきた学校の在り方や価値観を問い直す契機にもなり得ると思います。したがって、適応を一方的な同化にとどめるのではなく、母語・母文化を大切にしつつ、双方にとってよりよい形を模索していけるような視点も念頭に置いていただければありがたいと思います。

【本生涯学習部長】 いただいたご意見を踏まえ、コミュニティとの連携についても、今後どのように進めていくか検討してまいります。また、学校の中で一方的に押し付ける形にならないよう、指導部とも連携しながら、子ども同士が学び合う側面も含めて進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

【古川委員】 急増する子どもたちに対し、学校教育・学校図書館・社会教育が連携して支援を進めるという点は、画期的な取組だと思います。運用に当たっては、一定の柔軟性も持たせていただき、定着につなげていただければと思います。以前、外国にルーツのある児童生徒に関して福祉手続が必要となった際、スクールソーシャルワーカーと言語の分かる方、担任と一緒に手続に同行した例もありました。そうした事例も参考に、関係者がつながる形での運用をお願いしたいと思います。

【本生涯学習部長】 委員ご指摘のとおり、教育委員会全体として局横断的に取り組むことは、これまで十分にできていなかった面があります。今回は学校教育・学校図書館・社会教育で連携して進めることに加え、幼児に関する部分については、こども青少年局にも対応いただく予定であり、まさに局横断的な部会を設置した意義があると考えております。今後も、ご指摘のとおり柔軟に対応してまいります。

議題2「学校園における働き方改革アクションプラン【2026-2029】について」を説明
上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書31ページに記載のアクションプラン概要版をご覧いただきたい。先ほど協議議題第23号の説明で、ビジョンやアクションプランの構成について説明したが、総合教育会議においても同様に説明したうえで、32ページに記載の「アクションプラン取組一覧」をご覧いただき、まとめ方として、学校園の一日の流れに沿って分類するとともに、各項目が学校園の業務に対応した負担軽減につながる内容となるよう系統的に整理し、全体で52項目の取組を記載されていることを確認いただければと思う。当日は、その中から主に3つの取組についてご紹介させていただきたいと考えている。また、今般の給特法等の改正に伴い、学校園の働き方改革に関する計画における実施状況については、今後、毎年、総合教育会議に報告し公表する必要があるため、その旨も当日説明させていただく予定である。それでは、総合教育会議において説明させていただく、アクションプランにおける主な3つの取組内容について、説明する。

資料33ページをご覧いただきたい。1つ目の取組は、学校園における電話の通話録音装置、音声ガイダンスの導入について、説明する。次期働き方改革に関するアクションプランに盛り込む新たな取組みとして、学校園における電話の機能を2点追加してまいりたいと考えている。まず、通話録音装置については、電話での会話を録音し保存することで、いつでも通話内容を聞き直すことが可能となる。保護者や地域などの利便性の向上としては、学校園の電話対応品質の向上が期待できるとともに、事実誤認によるトラブルを防止できると考える。また、教職員の負担軽減などとして、通話内容を校内研修等に活用できるため、学校園全体の電話対応力が向上するとともに、録音の告知により、一部の過剰な要求などの抑止が見込まれる。これらのことから、通話録音装置については、全学校園に対して一斉に導入してまいりたいと考えている。次に、音声ガイダンスについては、事前に設定した音声メッセージにより、用件のある教職員につなぐことが可能となる。保護者や地域などの利便性の向上としては、用件のある教職員に迅速につながることで、取次ぎ待ちの時間が削減される。また、教職員の負担軽減などとして、特定の教職員に偏りがちな電話の取次ぎ負担が軽減されたいと考えている。音声ガイダンスの取組については、既に一部の中学校では独自に進めているところに加え、学校園規模の観点から幼稚園を除く全学校に導入してまいりたいと考えている。この2つの機能を追加し、電話におけるやり取りの正確性・透明性を高めるとともに効率化することで、保護者・地域等と学校園の双方

が安心して連絡できる体制を構築してまいる。次に導入スケジュールについて、今年度は導入に向けた学校園における電話機の設置状況を確認するなどの事前準備期間として取組を進めており、令和8年度では全幼稚園、中学校に設置を進めるとともに、事業規模の観点から3分の1程度の小学校に導入をはじめ、令和9年度では残りの小学校に設置を完了してまいりたいと考えている。事業規模として、予算案も記載しているところだが2年で総額3億7千万円程度を見込んでいる。参考に国の動向も記載しているので、確認いただきたい。

次に、議案書34ページをご覧ください。2つ目の取組は、「学校園における課題解決への支援」について、説明する。「学校園における課題」は、社会環境の多様化・複雑化により学校園を取り巻く環境にも変化が生じており、一部の保護者等からの過剰な苦情や不当な要求など、学校園だけでは解決が難しい事案について、学校園の運営上大きな課題として認識されている。文部科学省は、「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応」について、学校以外が担うべき業務として示したところである。一部の自治体においても、学校園だけでは解決が難しい事案に対して教育委員会が支援する取組をはじめている。「支援内容の検討」について、本年10月に、学校園の教職員も対象とした「大阪市職員に対するカスタマーハラスメント対策基本方針」が策定され、大阪市の基本的な考え方が示された。学校園特有の事情も踏まえる必要があることから、具体的な対応については引き続き検討していくこととしている。11月には、学校園の働き方改革について検討するために設置している「学校業務改善ワーキンググループ」内に検討部会を設けることとし、教育委員会事務局各課が横断的に連携して、支援内容について検討を開始したところである。「支援内容」として、現在検討している項目を5点挙げている。先ほど説明した「①学校園における電話の通話録音装置の導入」に加えて、「②学校園の問題解決のための支援体制の構築」や「③学校園と保護者等とのより良い関係づくりに関するマニュアルの作成・周知」、「④保護者等への周知」、そして「⑤教員研修の充実」になる。これらの項目について、現在、事務局内で検討を進めているところであり、今後、学校現場等のご意見もいただきながら、可能な限り早期に、より良い「学校園における課題解決への支援」となるよう取り組んでまいる。

次に、議案書35ページをご覧ください。最後に3つ目の取組は、キャリアプランに応じた人材育成と教員の自己実現の支援について説明する。学びに関する高度専門職としての教師には、新たな学びを展開できる実践的指導力や高度化・複雑化する教育課題に的

確に対応していく力が求められている。また、多様化する子どもたちに対し、教師に求められる役割は、子どもたちの主体的な学びへの効果的な支援・伴走へと転換していく。こうした教師としての使命を果たしていくためには、質の高い人材を十分に育成・確保していく必要がある。そこで、総合教育センターでは、キャリアステージ全体を見通した切れ目のない研修体制を構築し、教師が主体的に自己の資質能力を高め、教職生涯全体を通して「学び続ける教師」の実現に向け、基本研修において、5年次教員研修、中堅教員研修の内容を充実改善するとともに、教職経験を重ねた教員を対象とした研修について、新たに実施してまいる。また、管理職においても、学校組織としての教育力や課題対応力を最大化するために必要なマネジメント能力の強化に向けた研修を新たに実施するなど、多様な人材が学び続け互いに専門性を高め合う教員集団を形成することで、各学校園における子どもたちへの教育の質の向上をめざす。さらに、教員も含めてハラスメントや職場風土に関する研修なども新たに実施し、管理職のリーダーシップの下、心理的安全性が確保された風通しの良い職場環境づくりを通して、学校園の組織力を向上させてまいる。次に、多様なキャリアプランや希望が実現しうる制度の関係である。教員の人事異動については、教員自身が記載する「自己申告書」に基づき、本人の意向も踏まえて実施するとともに、教員の意欲や能力をさらに引き出すために、「教員公募制度」や「教員希望転任制度（FA制度）」を実施している。今後はこういった短期的な希望だけでなく、教員自身が将来も見据えて描く、中長期的なキャリアプランも踏まえた人事異動や校務分掌の割り振り等ができる仕組みにしていきたい。具体的には、今年度末の人事異動に向け、「自己申告書」の様式を改善し、教務、生活指導、特別支援コーディネーター、日本語指導、ICT担当などの「今後、経験したい校務分掌など」を記載する欄と、学年主任、研究部長、教務主任、教頭、指導主事などの「中長期的なキャリアプラン」を記載する欄を新たに設けたところである。こういった欄に示される本人のキャリアプランも踏まえて人事異動等を検討するとともに、面談等において、管理職から将来を見据えた助言・指導を行うことなどにより、教員が「なりたい自分」に向け、自らの成長を実感しながら、モチベーション高く業務に取り組、さらなる成長につなげるという好循環の中で、自己実現できる環境を整えてまいる。さらに、この仕組みがより有効に機能するよう、全教員の受講が必須となっている研修に、キャリア意識を高めるための内容を盛り込むことも検討している。また、管理職についても、モチベーション高く業務に取り組、学校課題に応じたより質の高い学校経営を行うとともに、自己実現できる環境を整えるため、既に教員で実施している制度も含め、管理職の主体性

と意欲を一層引き出す仕組みを検討してまいらる。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 説明ありがとうございました。まず、33ページの学校園における電話の通話録音装置及び音声ガイダンスの導入について、非常に喜ばしいと思います。遅過ぎたぐらいだと感じております。学校は、保護者や地域の方々に開かれた存在でなければならないことは理解しておりますが、質問です。学校に電話をした場合、そもそもどなたが電話対応をされているのでしょうか。また、保護者や地域の方が学校へ連絡する際、「こういう場合は電話してください」といった一定のルールはあるのでしょうか。いつでも電話してくださいという形ですと、先生方も事務の方もお忙しいと思います。通話録音や音声ガイダンスは一定の歯止めになると思いますが、現状として、①誰が電話対応をしているのか、②どういう場合に電話連絡をするのかといったルールがあるのか、教えてください。

【坂本教職員給与・厚生担当課長】 ありがとうございます。1点目の電話対応者についてですが、特定の担当者を定めているわけではございません。ただ、多くの学校では、教頭が対応するケースが多いと認識しております。また、働き方改革の一環として、教頭を補助するスタッフ等を配置している学校もございますので、そうしたスタッフが対応するケースもあると伺っております。2点目のルールについてですが、「こういう場合は電話してください」といった明確なルールを定めているものはないと認識しております。ただ、従来は、朝の時間帯に欠席連絡が集中し、電話が鳴り続けることが多くございました。これについては、欠席連絡ができるアプリ「ミマモルメ」を導入しており、電話件数はかなり減っていると聞いております。また、時間外については、音声応答により、小学校は18時、中学校は18時30分以降はつながらない仕組みを、既に導入しております。

【赤木委員】 企業では、「番号を押してください」「用件は何ですか」といった形で、1、2、3と番号を選択する仕組みが一般的になっています。学校においても、昨今は以前のように「本当に重要なとき、必要なときしか電話をかけない」といった常識が通用しにくくなっていると感じています。導入に当たっては、時間外の対応にとどまらず、音声ガイダンスで用件を振り分ける、あるいは「こちらから折り返します」といった運用も含めて検討しないと、校長や教頭の負担が大きいままになるのではないかと思います。ぜひご検討ください。

【坂本教職員給与・厚生担当課長】 ありがとうございます。委員ご指摘のとおり、

コールセンターのような形でモデル実施している例もあると承知しております。一方で、大阪市としては、学校の電話番号が広く周知されている状況もございますので、まずは現行の電話機能に、通話録音と音声ガイダンスの2つの機能を追加することで、負担軽減と利便性向上を図ってまいります。よりよい方策については、引き続き検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

【長谷川委員】 34ページの課題解決への支援について、今後、支援内容の具体を検討されると思います。特に②の支援体制の構築についてですが、過剰な要求などがあった場合に矢面に立つのは、校長をはじめ管理職の先生方になると思います。対応に時間を割かれることで、本来行えたはずの業務ができなくなる点も支援が必要ですが、矢面に立つこと自体が大きなストレスになるとも考えます。一定程度までは信頼関係のある校長が対応することも必要かもしれませんが、一定のレベルを超えた場合には、他の人材に入ってもらいなど、校長がそこから外れることで負担を軽減する方法も検討する必要があると思います。そうした意味での人材配置も含めて、検討いただければと思います。

【坂本教職員給与・厚生担当課長】 ありがとうございます。委員ご指摘のとおり、ケースは様々あると考えております。初期の段階では、学習面や生活面に関する相談等、学校が対応することが基本になると考えますが、過剰な要求等の事案となった場合に、教育委員会として、どのような支援体制を構築し、どのような支援を行うのかについて、現在検討を進めているところです。その内容についても、引き続きしっかり検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

【森委員】 2点あります。1点目は音声ガイダンスについてです。導入自体に異論はございません。私も保護者としてPTA会長を務めた経験があり、その際も電話対応に限らず様々な対応を教頭先生が担っておられた印象があります。教頭の勤務時間が最も長いという調査結果もあったと承知しており、そう考えると、音声ガイダンスの導入にはそれだけでも意義があると思います。その上で、今後の検討事項かと思いますが、例えば、ガイダンスが長過ぎると、どこを押せばよいか分からず最初の番号を押してしまう、あるいは用件が整理できず「その他」を選択してしまうなど、結果として教頭につながる割合が増えることも懸念されます。学校における音声ガイダンスの有効な設定例等が蓄積されていると思いますので、その点も踏まえた設計をお願いしたいという趣旨です。こちらは回答は結構です。2点目は、35ページの研修についてです。研修内容の改善が示されていますが、集合研修を行う意義という観点から、文脈の異なる先生方が一堂に会して学ぶ意義を

どこに置くのかを、まず整理しておくことが重要だと思います。共通して持つべき知識や専門性はあるとしても、それは各現場の固有の文脈で発揮されてこそ意味を持ちます。研修が「受講して終わり」にならず、自分の現場に戻ったときにどう生かすかまで含めて学ぶ設計が重要です。そのためには、研修効果をどのように評価するか、すなわち研修評価・効果検証を連動させることが必要になります。満足度だけでなく、学んだことが現場で生かされているかという学習転移の観点も含め、研修改善を検討いただければありがたいと思います。

【坂本教職員給与・厚生担当課長】 ありがとうございます。1点目の音声ガイダンスについてですが、既に導入している中学校がございまして、校長から伺ったところでは、番号の設定をどうするか、また、それを保護者にどう周知するかが重要であるとのことでした。周知が進むと、保護者も「何番」ということが分かり、結果として迅速につながるという効果があると聞いております。教育委員会としても、既に導入している学校の事例や、今後蓄積される情報を踏まえ、どのような仕組みが望ましいかを整理し、広く情報共有してまいりたいと考えております。2点目の研修についてですが、委員ご指摘のとおり、オンデマンド型が多かったものに加え、集合型も取り入れることで、学んだ内容を振り返り、現場に戻って校内研修等にもつなげることが重要であると考えております。効果検証についても、委員のご指摘を踏まえ、今後の研修の中に取り入れて実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【大竹委員】 私も研修についてです。キャリアプランの内容を研修の中に入れていくとのことですので、ぜひ実施していただきたいと思います。例えば、30歳と40歳頃など、節目の時期に、自分の現在地からどのようなキャリアを築くのか、何を学ぶべきかを考える機会を設けることは重要だと思います。40歳頃になると、ある程度の経験を踏まえた上で改めてキャリアを考えることにも意義があります。人事異動の際の希望は、どうしても短期的になりがちで、先のキャリアまで見通して考えることは難しい面があります。他の会社でも同様ですので、節目の研修でキャリアを考える内容を取り入れることを、ぜひご検討いただきたいと思います。

【坂本教職員給与・厚生担当課長】 ありがとうございます。委員からご指摘いただいた将来的なキャリアプランの部分については、校長会に説明した後、実際に人事異動の手続きが始まっております。今回の様式変更により、当該教員が将来管理職を志向していることが把握できたなど、現場の校長からの声も届いております。現状では、管理職が適

性等を見ながら声をかけるなど、手探りの面もございますが、本人が主体的に考え、意思表示できる機会を制度として設けたことに意義があると考えております。ご指摘を踏まえ、しっかり運用してまいります。

【多田教育長】 ただいまのご意見を踏まえて、進めていただきたいと思います。総合教育会議は1月13日で、まだしばらく時間もございますので、何かございましたら、事務局までご連絡いただければと思います。それでは、当日に向けて、引き続きよろしくお願いいたします

報告第39号「令和8年度予算要求状況について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書の2ページをお開きいただきたい。3の「予算要求状況について」、これは局内の要求事項をとりまとめ、現時点での内容を記載したもので、これをもとに、財政局等関係部局との折衝を行っている。教育委員会事務局の予算要求額は、2,688億1,749万円を計上しており、前年度と比較して学校施設整備に係る事業費の増等に伴い、371億8,914万円の増となっている。

主な事業については、教育振興基本計画の最重要目標ごとに説明するが、時間の都合上、新規及び主な拡充事業について説明させていただく。なお、新規事業は事業名の前に「新」、拡充事業は同様に「拡」と記載している。まず、「安全・安心な教育の推進」関連について、1つ目の「こどもサポートネット（スクールソーシャルワーカーの配置）」をご覧ください。スクールソーシャルワーカーを全区に配置し、支援の必要な子どもや世帯を見逃さない仕組みを構築することを目的とした事業であるが、従来から委嘱しているスーパーバイザー2名に加え、各教育ブロックの統括役として、ミドルリーダースクールソーシャルワーカーを各教育ブロックに1名配置し、日常的な相談体制及び教育ブロック間の情報共有を図ることでスクールソーシャルワーカーの更なる資質向上を目指す。

次に3ページをご覧ください。上から1つ目の「校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）設置支援事業」では不登校児童生徒等の社会的自立に向けた取組の支援等を行うスペシャルサポートルームの校内への設置を2年間小中各12校にモデル実施したが、令和8年度については、小中各40校にスペシャルサポートルーム支援員を配置し、不登校児童生徒への支援をより一層進めてまいる。次に上から3つ目の「教育支援センター（メタバース）のモデル設置事業」について、外出が困難であるが、在宅における他者

や社会との交流を希望する児童生徒に対し、新たな支援として自宅からアクセスできる仮想空間（メタバース）内における学習環境の提供や個別相談等をモデル実施してまいる。

次に上から5つ目の「外国につながる児童生徒の受入れ・共生のための教育推進事業」について、学校生活にスムーズに入るための、就学直後のプレクラス実施をはじめ、日本語指導や母語・母文化の保障及び多文化共生教育の推進を図るものである。この間、外国から編入する児童生徒が増加している状況を受けて、日本語指導者が不足している状況を解消するため、民間事業者による中学生プレクラスの実施や、教育センター校における専門的な外部人材の配置等を実施し、支援の充実や教員の負担軽減を図ってまいる。次に、「外国につながる児童生徒の保護者を対象とした日本語学習支援事業」について、保護者の日本語能力や学校文化への理解が外国につながる児童生徒の学校生活に大きく影響を与えることから、児童生徒の困り感を解消するために、保護者を対象とした学校文化の理解に繋がる日本語教室を、参加費を徴収する手法で実施してまいる。

次に、4ページをご覧いただきたい。一番上の「学校図書館の機能を活用した外国につながる児童生徒への支援事業」について、日本語指導教員配置校のうち、小中それぞれ4校のモデル校において、多文化共生支援担当の学校司書を配置し、日本語取得や多文化理解のための図書の提供や、教員と連携した授業支援等を行うことにより、児童生徒の支援及び教員の負担軽減を図ってまいる。次に、「未来を切り拓く学力・体力の向上」関連について、上から2つ目の「ブロック化による学校支援事業」をご覧いただきたい。各ブロックの学校に対するきめ細かな学力向上の取組を支援するものとなるが、現在全校に配置している学びサポーターに加え、令和8年度より、学力に課題の見られる児童生徒の割合が多い小中学校に対して国・算（数）学びサポーターを新たに配置し、個別最適な学びの更なる充実を図る。次に、「ティーチング・エンパワーメント事業」について、スクールアドバイザーや指導主事による学校訪問により教員の授業力向上に向けた支援を行うとともに、ボリュームゾーンにあたる層への支援として、新たに質の高い探究的な学びを推進するための拠点校を小中それぞれ4校ずつモデル設置し、多様な授業実践例を収集することで、質の高い探究的な学びの推進を図る。次に、「非認知能力調査モデル事業」について、小中それぞれ8校のモデル校において、学びに向かう人間性等（非認知能力）を客観的に測定することで、児童生徒の良さ、強み、特長等を適切に把握し、エビデンスに基づいたより質の高い教育活動を構築し、あらゆる児童生徒の学力向上を図ってまいる。次に「学びを支える教育環境の充実」関連について、6ページをご覧いただきたい。一番上の「本務教

員による欠員補充制度」である。全国的な教員不足のなか、年度途中からの産休・育休取得者等の代替講師に欠員が生じている状況を解消するため、特別専科教諭の配置を、130人から165人に拡充し、教育水準の維持向上をより図るとともに、教員の働きやすい職場環境を確立し、本市教員の魅力向上につなげてまいる。次に、「部活動指導員活用事業」では、教員の負担軽減を図るため、部活動指導員の配置人数を650人から800人に拡充してまいる。次に、「部活動の地域展開事業」について、休日の部活動を地域で行うことにより、教員の負担を軽減するとともに、地域人材の協力を得て生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の実現を図るものである。昨年度から引き続くモデル4拠点において、近隣区からも参加可能とするほか、休日の部活動を実施していない中之島中学校においても地域展開モデル事業を実施し、広域で展開した際の運営面での課題整理を行ってまいる。次に、上から5つ目の「ワークライフバランス支援員の配置」について、育児や介護等で支援が必要と考えられる教頭の在籍校や、課題のある学校等に配置しているワークライフバランス支援員の配置校を130校から180校に拡充してまいる。次に、「課題解決支援員（スクールソーシャルワーカー）の配置」では、スクールソーシャルワーカーを活用し、生活指導に係る教員の負担軽減を目的としたものとなるが、令和5年度からのモデル検証結果を踏まえ、令和8年度より4年間小中それぞれ7校に課題解決支援員を配置し、教員の負担軽減を図る。次に、「学校における電話の通話録音装置、音声ガイダンスの導入」では、教員の心理的負担の軽減を図るための通話録音装置、また教頭の長時間勤務の解消及び学校全体の電話対応の効率化を図るための音声ガイダンスを、2か年をかけて全小中学校に導入していく。

次に、7ページをご覧ください。上から3つ目の「老朽鉄筋校舎改築事業」及び4つ目の「校舎補修等整備事業」である。学校施設整備については、「大阪市学校施設マネジメント基本計画」に基づく事業を計上しており、学校施設の良好な環境を整備してまいる。なお、下の枠囲み部分にあるとおり、国の令和6年度総合経済対策に基づく補正予算を活用するため、本市においても、令和6年度補正予算において、令和7年度当初予算への計上を予定していた事業を前倒しして計上し、令和7年度に繰越を行っていることから、令和7年度の事業規模としては、令和6年度補正繰越と令和7年度当初予算を合わせたものとなる。今年度においても、「強い経済を実現する総合経済対策」による補正予算にかかる国通知に基づき、令和8年度予算に計上している事業の令和7年度補正予算への前倒しを検討してまいる。また、「校舎補修等整備事業」の後段にあるとおり、避難所ともなる小学

校の体育館への空調機整備について、令和８年度から順次整備してまいる。最後に「今後の予定について」であるが、今後財政局との折衝等を行い、令和８年度予算案がまとまったら、改めて教育委員会会議にお諮りしてまいる。その後、２月に市全体の予算案を市会へ提出し、審議を経た上で３月に議決を得る予定である。現時点での予算要求状況の報告は以上である。引き続きよろしくお願い申し上げます。

議案第86号及び第87号「市会提出予定案件（その24及び25）について」を一括して上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

これらの議案は、校舎建設工事に係る請負契約の締結に関するものであり、予定価格が6億円を超えたことから、今後、市会における審議を要するものである。

まず、議案第86号について、議案書３ページをご覧ください。平野区の瓜破中学校において、老朽化に伴い、昭和36年から昭和54年に建てられた校舎等を建替えるものである。契約内容は、鉄筋コンクリート造４階建の建物１棟、鉄筋コンクリート造３階建の建物１棟の計２棟の建設等について、西野建設工業株式会社と契約金額21億540万円で契約を締結したいと考えている。

議案書５ページをご覧ください。左側が現況配置図であり、網掛け部分の校舎などを解体する。右側の計画配置図において、右上がりの斜線で示しているＡ棟（東校舎棟）及びＢ棟（北校舎棟）を建設するものである。

次に、議案第87号について、議案書３ページをご覧ください。東住吉区の北田辺小学校において、老朽化に伴い、昭和38年から昭和41年に建てられた校舎等を建替えるものである。契約内容は、鉄筋コンクリート造３階建の建物１棟の建設等について、矢野建設株式会社と契約金額13億5,740万円で契約を締結したいと考えている。

議案書５ページをご覧ください。左側が現況配置図であり、網掛け部分の校舎などを解体する。右側の計画配置図において、右上がりの斜線で示している東校舎棟を建設するものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第40号「児童の急増に伴う教育環境改善について」を上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

具体には、中央区の開平小学校において、児童数の増加が続いていることから、この間の取組の状況や今後の方向性について、報告をするものである。

開平小学校については、先日、補正予算案の市会への提出にあたり、事前の説明の場で校地拡張の取組の状況について報告もしたところであるが、本日は、教室不足への対応策を中心に、報告する。

それでは、資料２ページをご覧ください。これまでの経過を簡単にまとめている。開平小学校は、児童数の減少に伴い、この地域に２校だけとなっていた集英小学校と愛日小学校を統合し、平成２年に６学級でスタートした学校である。児童数の減少に伴い統合をしたが、平成２０年代後半から、都心回帰により市内中心部において児童が急増し、教室不足が課題となったことから、平成２９年度に、局横断的な体制で対応策を検討するため、市長をトップとする「大阪市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム」が設置され、北・中央・西区で児童が急増している学校について、対応策がとりまとめられた。

平成３０年３月のところをご覧ください。開平小学校は、校地面積が市内で一番小さい小学校であるため、校舎増築にあたり、隣接地の買収に取組んだが、整わず、PTにおいて、６階建の校舎を増築すること、運動場が著しく狭隘となることから、公園に仮設運動場を整備すること、校舎増築後も教室不足が見込まれることから、南高校第２グラウンドに新設校又は分校を設置すること、以上、３点について確認され、上２つの~~一~~の対応策については、既に実施している。

３ページをご覧ください。開平小学校の、現時点での課題と対応策についてである。大きく２点あり、まず、教室不足についてである。開平小学校の通学区域では、校舎増築後も、タワーマンションの建設が相次ぎ、現在も児童数の増加が続いており、最新の児童推計では、令和１３年度には２３学級となる見込みである。一方、現校舎では、特別教室を普通教室に改造しても、２２教室が最大となることから、令和１３年度の学級数に対応できず、教室不足が見込まれるところである。また、開平小学校と隣接する小学校でも、児童数の増加や校地狭隘等により、いずれの学校もこれ以上の増改築が困難であることから、児童急増対策PTの方針に基づき、新設校の設置が必要と考えている。新設校の概要については、後程説明する。また、新設校の設置までの間も普通教室が不足する見込みであることから、学校に協力をいただき、特別教室等を普通教室へ転用し、普通教室を確保してまいりたいと考えている。加えて、令和８年度の入学者から、学校選択制の受入れを抑制していただいております。児童数の増加の鈍化も図りたいと考えている。

2点目の運動場について、こちらについては、先日の補正予算案の提出にかかり説明した内容と重複するので、詳細な説明は割愛させていただくが、仮設運動場のある南天満公園は往復40分要する場所にあることから、移動に伴う児童・教職員の負担など、課題が多く、仮設運動場の解消を図る必要がある状況である。現在、学校近隣にて用地を取得すべく、継続的に近隣地権者との交渉を行っているところである。なお、補正予算については、12月11日に市会本会議にて議決いただいたことから、用地取得に向けた準備事務を進めている。

4ページをご覧いただきたい。現時点における新設校の概要である。約4,211㎡の敷地に、7階建ての、延床面積約10,720㎡の校舎を建設予定である。小学校に必要な普通教室や特別教室などを整備するが、敷地面積が限られるため、1階に児童数の増加に備えて設けるピロティについては、運動場とつながる形で整備するとともに、屋上にも運動スペースを設けることを考えている。また、校舎が高層となることから、児童等の移動にかかる負担を軽減するため、エレベーターは、一般的な小学校と比べ大きめのもの（20人乗り）を2基設置したいと考えている。なお、今申しあげた規模や整備内容は現時点のものであるので、今後の設計により変更となる可能性があることをお含みおきいただきたい。

整備スケジュールについて、令和9年度に着工、令和12年度の竣工を予定し、開平小学校の教室が不足する令和13年度の開校をめざしてまいりたいと考えている。学校の建設予定地であるが、東、西、南側は道路、北側はマンション等が隣接している。校舎棟については、近隣住民へ影響等を考慮し、南側に建設する案を検討しているところであるが、引き続き検討してまいる。また、資料には記載していないが、この間、中央区とともに、開平小学校の保護者や地域の方々と複数回にわたり意見交換を行っており、その中で通学区域についてご意見・ご要望をいただいている。通学区域の設定は区長の権限となるが、意見等を踏まえ、新設校の通学区域は開平小学校の通学区域と同じ範囲とする、言い換えると、開平小学校の通学区域にお住まいの児童は、開平小学校と新設校のいずれかの学校を就学先として選択できるようにする、このような方向で検討している。なお、中央区において、新設校にかかる準備委員会の立ち上げを進めていただいております。開平小の通学区域の地域の方々、新設校は、開平小の通学区域外に設置する予定としていることから、その地域の方々、また、我々事務局も参加し、そこで意見交換しながら、詳細な検討を進めていく予定としている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 丁寧にご説明いただき、ありがとうございました。新設校を設置することですが、追加で設置するという理解でよろしいでしょうか。また、新設校が令和13年度に開校しても、開平小学校の運動場の問題は解消しないのでしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長】 開平小学校につきましては、新設校を設置した場合でも、必要な教室数を確保するため、増築した校舎は引き続き使用することになります。そのため、現在の校地面積のままでは、運動場が狭隘である状況は大きくは変わらないと考えております。現在も、周辺の地権者の方々と用地取得に向けた交渉を継続しているところでございます。

【赤木委員】 そうしますと、当面は、最悪の場合、公園まで歩いて行く状況が続くということですね。往復で40分もかかるという大変不便な状況の中で、近隣での用地取得は、運動場の確保を目的としたものなののでしょうか。それとも、体育館のような施設を整備する想定なののでしょうか。

【近藤学校環境整備担当部長】 現時点では、運動場として使用できる用地の確保を目的として検討しております。

【赤木委員】 都心部で運動場用地を確保するのは大変だと思います。天候によっては、雨の中を移動したにもかかわらず使用できないこともあり、児童や教職員の負担が大きいと感じます。一方で、新設校では、校舎を整備した上で、グラウンドも一定確保できるということですね。

【近藤学校環境整備担当部長】 はい、そのとおりでございます。

【赤木委員】 それでも、児童全員が新設校を使用できるわけではないということですか。

【近藤学校環境整備担当部長】 はい。通学区域全体の児童数を見込む中で、新設校の敷地は約4,200平方メートルと限られておりますので、現時点の想定では、開平小学校と新設校に分かれて就学していただくことになると考えています。

【赤木委員】 運動場の問題については、解消までの間が特に心配です。

【長谷川委員】 通学区域の件について伺います。選択できるようにする方向は、区での意見交換の結果とのことでしたが、どのような理由で、就学先を選択できる形が望ましいという意見になったのか教えてください。新設校は距離があるとのことですので、例えば中央通などで区域を分けた方が、児童の安全につながるのではないかと考えま

た。選択制とする理由をお聞かせください。

【花月施設整備担当課長】 保護者や地域の方々と意見交換を重ねる中で、複数の地域（連合）で開平小学校を支えてこられた経緯もあり、開平小学校に対する思いが非常に強いというお声を多く頂戴いたしました。具体的には、「開平小学校の通学区域を分断しないでほしい」といったご意見でございます。そのため、どのように課題を解決できるか検討し、開平小学校の通学区域を基本的に維持した上で、新設校と開平小学校のいずれかを選択できる調整区域の考え方をを用いる方向で、地域・保護者の方々と協議を進めているところでございます。新設校への就学を希望される方は新設校へ、開平小学校への就学を希望される方は開平小学校へ、また新たに就学される方もいずれかを選択していただく形を想定しております。

【長谷川委員】 ありがとうございます。開平小学校への思いが強いということは、裏を返すと、新設校を整備しても、そちらを選ばれない可能性もあるのではないかと少し心配しております。その点も見極めながら進めていただければと思います。

【花月施設整備担当課長】 はい、承知いたしました。

【多田教育長】 それでは、通学区域の課題も含めまして、開校まで一定の期間もございしますので、地元の方々のお考えを十分にお伺いしながら、区役所とも連携して進めてまいりたいと思います。

議案第88号「令和9年度・10年度大阪市立公立学校・幼稚園教員採用選考テストの方向性について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書の3ページをご覧ください。令和7年12月9日の教育委員会会議において、協議いただいた内容である。「共通問題配布方式について」「選考テスト日程・実施方法の見直し」「年齢要件の緩和」「特定の資格による加点性の充実」「実技テストの見直し」である。内容については、記載のとおり前回の協議題から概ね変更はないが、補足させていただく。

4ページをご覧ください。「共通問題配布方式への参画を踏まえたスケジュール」について、令和9年度採用選考テストについては、今年度を実施したスケジュールを基本として実施してまいることから、第1次選考における筆答テストの日程を「令和8年6月13日土曜日」、最終結果発表日を「令和8年9月25日金曜日」とする。また、共通問題配布方

式により実施する令和10年度採用選考テストの試験日程については、文部科学省が12月5日に公開したことを踏まえ、本市においても筆答テストの実施日を「令和9年6月12日土曜日」として公開してまいりたいと考えている。

続いて「参考資料」の2ページをご覧ください。前回の教育委員会会議で協議いただいたが、その際のご意見に係る検討状況について説明する。中学校英語の実技テストについて、受験者負担軽減の観点から、CEFR（セファール）B1以上など英語に関する一定の有資格者に対して、実技テストの免除を検討してはどうかとの意見をいただいた。今年度実施した教員採用選考テストにおいては、CEFR C1及びB2に加点制度を設けていることから、有資格者の実技免除について令和8年度採用選考テストの結果に基づき検討を行った。実技テストの平均については、有資格者が200点満点中164点、その他受験者が126点となっていて、有資格者のほうが38点高くなっている。有資格者の実技テストを免除した上で、有資格者と他の受験者の得点を比較するため、様々な方法により検討したところ合否が逆転するケースはなかった。一方で、順位は大きく変動することとなって、有資格者全員の順位が低下し、最も順位変動が生じた受験者については、18位から64位となり、46位低下した。筆答テスト（教科専門）については、英語力のみならず、英語の学習指導に関する知識や文章力なども必要となることから、リスニングやスピーキングの能力が高い有資格者の実技テストを免除することにより、かえって有資格者にとって不利になるものと考えている。また、CEFR C1とB2に差異を設けて、実技テストの得点を与えることも考えられるが、実技テストの得点がC1とB2で逆転しているケースや、B2の有資格者の中でも実技テストの得点に差異があることから、資格内容によって一定の得点を与える方法も困難と考えている。以上のような検討の結果、英語の有資格者については、今後も中学校英語の実技テストを実施してまいる。

令和8年度・9年度に実施する採用選考テストの方向性については、本日承認いただいたら、12月24日、大阪府、堺市、豊能地区教職員人事協議会とあわせて、公表してまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 ありがとうございます。私から、中学校英語の実技テストについて、有資格者の免除を検討してはどうかという意見を申し上げておりましたが、本日、エビデンスに基づき丁寧にご説明いただき、理解が深まりました。今回のご説明により、外部試

験によって英語力は把握できる一方で、実技テストでは、英語力に加えて、英語の学習指導に関する理解等、教員として必要な要素も評価していること、また、免除とした場合に順位の変動が大きくなることなどを踏まえると、実技テストを実施する意義があることを理解いたしました。

【上原教務部長】 どうもありがとうございました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第41号「職員の人事について」を上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

報告第41号「職員の人事について」、教育委員会教育長専決規則第2条第1項により急施専決処分を行いましたので、同条第2項に基づきご報告する。

生野区の勝山小学校について、校内状況に鑑みて、副校長を配置して体制強化を図りたいと考えている。その任について慎重に検討を行い、指導部指導主事である山本寛美を充てることとし、12月16日付けをもって異動発令を行った。本来であれば、教育委員会会議の承認を経て発令を行うべきところであるが、速やかな体制強化を図るため、教育長の急施専決処分により行った次第である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第42号「職員の人事について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

この案件は、令和8年1月1日付けの区役所の兼務発令にかかるものである。全市における人事異動日程にあわせて、12月22日に異動内示を行う必要があったことから、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったので、同条第2項により、本日ご報告するものである。

3ページをご覧いただきたい。第1項である。阿倍野区役所の職員が兼務している、総務部教育政策課長代理について、前任者が退職することにより、2025年日本国際博覧会大阪パビリオンに派遣されていた小村勝彦を充てることとした。

次に、第2項である。福島区役所の職員が兼務している、総務部教育政策課担当係長に

ついて、前任者が休業に入ることにより、市民局総務部担当係長兼財政局税務部課税課担当係長の河野澄人を充てることとした。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告